

証明に用いる
照度計には
検定が必要です。



検定証印は
ありますか？



検定有効期限は
過ぎていませんか？

照度計は「特定計量器」です。

「特定計量器」とは、計量法第2条第4項で「取引若しくは証明における計量に使用され、又は主として一般消費者の生活の用に供される計量器のうち、適正な計量の実施を確保するためにその構造又は器差に係る基準を定める必要があるものとして政令で定めるものをいう」と定められています。

したがって取引や証明に用いる照度計は、計量法や関係法令による検定に合格したものでなければなりません。

照度計の検定のご案内

Q₁ 検定はどこで行っているの？

A 日本電気計器検定所 本社で行っています。直接お持ち込みいただくか、宅配便でお送りください。※1

**Q₂ いくらかかるの？
いつまで使えるの？**

A 1台23,900円です。※2
検定に合格した照度計の有効期限は2年です。有効期限が過ぎた照度計は検定を受けなおしてください。

Q₃ 計量法に罰則はありますか？

A 計量法第172条で「6月以下の懲役若しくは50万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」とあります。当事者間のトラブル発生を未然に防ぐためにも、計量法を遵守されるようお願いいたします。

Q₄ 型式承認番号が付いていないのですが？

A 検定を受ける場合、型式承認番号が付いているか確認してください。型式承認番号が付いていない場合は、事前にお問い合わせください。

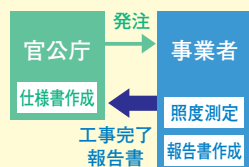
※1) 往復の送料は、お客様負担とさせていただきます。

※2) 検定手数料は、申請時にお支払いください。検定手数料の振込手数料は、お客様負担とさせていただきます。

次のような場合、「証明」行為に該当するため、検定を受けた照度計を用いなければなりません。

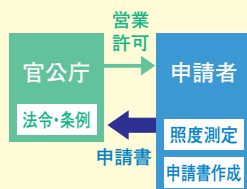
事例①

官公庁から建設工事を受注された事業者が、完成した物件の照度を報告する場合



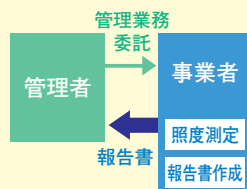
事例②

営業許可申請の際、申請書に照度を記載する場合



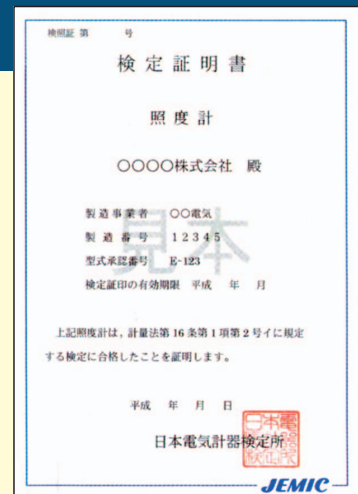
事例③

施設の管理業務を委託された事業者が、施設内の照度を管理者に報告する場合



※照度値の計量を第三者に依頼する場合があります。

矢印(←)が「証明」に該当する部分です。



合格品には検定証明書を無料で発行いたします。

問い合わせ先

日本電気計器検定所 標準部 校正サービスグループ

〒108-0023 東京都港区芝浦4-15-7

TEL 03-3451-6760 (ダイヤルイン) / FAX 03-3451-6910

E-mail kousei-info@jemic.go.jp

URL http://www.jemic.go.jp